

男女共同参画に関する用語集

用 語	解 説
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
L G B T	性的少数者を指す言葉であり、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称のことを言います。
エンパワーメント	力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。
ジェンダー	生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。
女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と言います。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の1985年に批准しました。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。この法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられています。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情やその行為がかなわなかったことに対する恨みから、つきまとい、待ち伏せ、交際の要求、無言電話等を繰り返し行うことです。
セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせのことで、「優位な力関係を背景に、相手の意思にはして行われる性的な言動」と考えられています。
選択的夫婦別姓制度	結婚後に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のことです。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行されました。

用 語	解 説
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言います。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001（平成13）年10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員採用・登用の促進等が実施されています。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じ、コミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことを言います。
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。
性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されている。